

焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定による学校指定の変更について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定変更の要件)

第2条 保護者から指定変更の申請があり、次の各号の一に該当する場合には、指定した学校を変更することができる。

- (1) 小中学校の最終学年で転居し、引続き従来为学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合、卒業まで許可する。
- (2) 小中学校の最終学年以外の学年で、学年途中で転居し、引続き従来为学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合、学年末まで許可する。
- (3) 新築、改築等のため、工事完成後に転居することが確実で、一時的に学区外から通学させることを希望し、建築確認書または入居契約書等の提示があった場合、転居の日まで許可する。この場合、許可の最長期間は6月とする。
- (4) 小学生において、放課後保護者がいないことにより、児童を祖父母宅等へ預け、その住所(児童の預り先)により指定される学校へ通学させることを希望し、保護者の在職証明書及び児童の預かり承諾書の提出があった場合、その状況が解消するまで許可する。
- (5) 対象児童生徒の兄弟姉妹が特別支援学級に在籍し、又は在籍することとなるため、当該兄弟姉妹が通学し、又は通学することとなる小中学校への通学を希望した場合、当該対象児童生徒の卒業まで許可する。
- (6) 身体的、精神的な病気等の理由で現指定校に通学することが困難なため、他の学校へ通学させることを希望し、医師の診断書または学校長の副申書の提出があった場合は許可する。
- (7) 住所の移転等により転校した学校において、著しく適応性に欠けるため、従前の学校への通学を希望し、学校長の副申書の提出があった場合は許可する。
- (8) 都市計画等により住居の立ち退きを余儀なくされたが、引続き従来住所による指定校へ通学させることを希望し、都市計画等によって立ち退きをした証明書の提出があった場合、卒業まで許可する。
- (9) 通学路に極めて危険な道路があり、通学上の危険を回避するため安全な隣接学区の学校への通学を希望する場合、卒業まで許可する。
- (10) 自治会等歴史的に緊密な日常生活圏にあるため、従前の学校への通学を希望し、教育委員会が認めた場合、当分の間これを卒業まで許可する。ただし、施行日以降に通学区を改正した区域に限る。
- (11) その他、教育委員会が必要と認めた場合は許可する。

(指定変更の決定)

第3条 提出された指定変更許可申請書の審査にあたっては、その実情を調査し、公正を期するとともに、教育上変更することが妥当であると認めたものに限り、当該年度を越えない範囲で指定変更の許可を決定する。

ただし、前条第5号及び第10号の理由により申請のあった場合は、当該年度を越え指定変更の許可をすることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
(平成9年11月18日焼津市教育委員会決定)

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成 28 年 2 月 16 日焼津市教育委員会決定)

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 5 年 3 月 15 日焼津市教育委員会決定)